

# 郡山市立学校部活動等のあり方に関する指針

平成30年3月

令和4年3月改訂

郡山市教育委員会

## 郡山市立学校部活動等のあり方に関する指針

- 1 本市の部活動等の意義 ..... P 1
  - (1) 部活動等の意義
  - (2) 部活動の位置づけ
  
- 2 本市における部活動等の現状 ..... P 2～6
  - (1) 小学校における特設活動の現状
  - (2) 中学校における特設活動の現状
  - (3) 指針運用後の生徒の声
  - (4) 指針運用前後の部活動時の傷害件数の比較
  - (5) 教職員の多忙化の視点から
  - (6) 部活動等実施状況
  - (7) 部活動指導員の配置状況について
  
- 3 本市における部活動等の課題 ..... P 7
  - (1) 児童生徒の課題
    - ① 心身の健康の視点から
  - (2) 学校及び教職員の課題
    - ① 部活動における環境面の視点から
  
- 4 本市における部活動等のあり方 ..... P 8～9
  - (1) めざす姿
  - (2) 休養日・活動時間のルールの設定
    - ① 休養日のルール
    - ② 活動時間のルール
  - (3) 活動計画の作成・実施状況の報告
    - ① 活動計画の作成
    - ② 実施状況の報告
  
- 5 これからの部活動等のあり方に向けて整備すべき要件 ..... P 10～11
  - (1) 教育委員会がすべきこと
    - ① 外部指導者の活用
    - ② 部活動指導に関する研修機会の提供
    - ③ 連盟・協会等との連携
    - ④ 保護者への周知
    - ⑤ 国の施策の注視
  - (2) 学校がすべきこと
    - ① 学校における「部活動等の指針」の策定
    - ② 参加する大会・コンクール等の精選
    - ③ 勝利至上主義・結果優先に陥らない指導
    - ④ 体罰・いじめ等の防止
    - ⑤ 指導体制の整備
    - ⑥ 保護者との連携

# 1 本市の部活動等の意義

## (1) 部活動等の意義

小・中・義務教育学校（以下「学校」という。）における特設活動・部活動は、児童生徒の個性や能力を伸ばし、生涯にわたってスポーツや文化、芸術に親しんだり、追求したりする能力を高め、あわせて、体力の向上や健康の増進を図るものである。

また、学年や学級の枠を超えた人間関係の中で、児童生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感等の社会性や自己肯定感を高めることを目的としている。

これまで本市における特設活動・部活動は、運動部における競技力の向上や各競技の普及、音楽部における演奏等の技能の向上、「楽都郡山」の一翼を担う等、その果たしてきた役割は多大なものがある。さらに、特設活動・部活動を通して、同じ目的を持った児童生徒と担当教師との関わりの中で「目標に向かって努力を継続することの大切さ」「互いを思いやる心や好ましい人間関係、連帯感等の社会性の涵養」等、「人間教育」に果たしてきた役割は大きい。

本市の学校教育の基本目標、「個性を伸ばし生きる力を育む学校教育の推進」を具現化するために、学校における特設活動・部活動は意義のある教育活動である。

## (2) 部活動の位置づけ

平成29年3月告示の「中学校学習指導要領総則」に以下のように明記されている。

中学校学習指導要領 第1章 総則 第5節 学校運営上の留意事項

### 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

部活動の位置づけは教育課程外とされているが、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要になる。

また、児童生徒も担当教師も無理なく、特設活動・部活動に取り組めるような持続可能な運営体制が求められる。

## 2 本市における部活動等の現状

本市における部活動等の現状について調査した結果、以下のような現状が明らかになった。

〔令和4年1月11日「令和3年度部活動基本調査について」より〕

### (1) 小学校における特設活動の現状

#### ① 年間を通して活動している特設活動がある小学校

R3	21校 (40.4%)	49特設活動部 (運動部19部、文化部30部)
H29	24校 (42.1%)	55特設活動部 (運動部18部、文化部37部)

#### ② 特設活動部に入部している児童数

R3	運動部 3,110名 文化部 1,578名 合計 4,688名 (全児童数 15,824名)
H29	運動部 5,248名 文化部 3,126名 合計 8,374名 (全児童数 16,545名)

※ 運動部内及び文化部内で兼ねていたり、運動部と文化部を兼ねていたりする児童を含む。

#### ③ 休養日の設定状況

- ・すべての特設活動部において、週休日に休養日が設定されている。

#### ④ 外部指導者活用

- ・運動部：1名 文化部：8名

### (2) 中学校における部活動の現状

#### ① 部活動に入部している生徒数

R3	運動部 5,782名 文化部 2,036名 合計 7,818名 (全生徒数 8,178名)
H29	運動部 8,022名 文化部 2,181名 合計 10,203名 (全生徒数 9,072名)

※運動部と文化部、特設活動部と他の部活動を兼ねている生徒を含む。

#### ② 休養日の設定状況

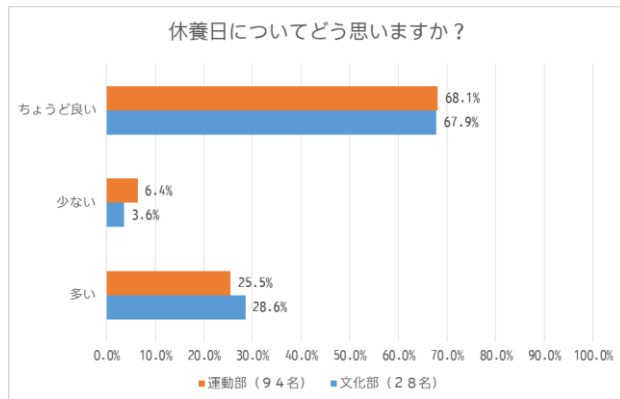
- ・すべての部活動において、休養日を設定している。

#### ③ 外部指導者活用 (部活動指導員は除く)

- ・運動部：18名 文化部：2名

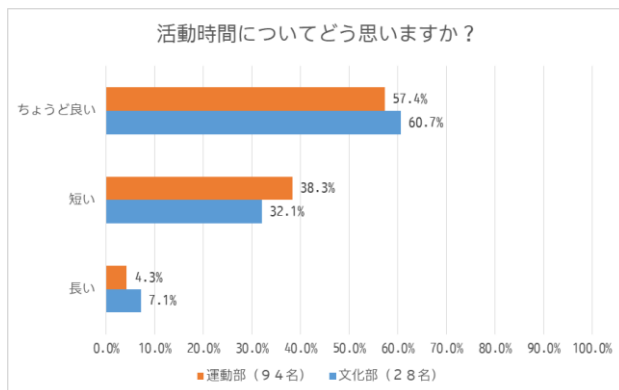
(3) 指針運用後の生徒の声 [生徒会交歓会時の生徒へアンケートの結果より (H30. 10.31)]

① 休養日について



- 毎日運動をやり続けるのはあまりよくないので、週に2日以上は休養はちょうど良い。
- 部活もしっかりできるし、疲れもとれる。
- 以前よりも少し休養日が多くなり、部活と学習の両立ができるようになった。
- 週2日休みがあると、家族との時間が取れる。
- 勉強や家庭の時間を確保でき、部活に集中して取り組めるようになった。
- 大会が近いのに週2日も休みがあっては、他との差が開くだけだと思う。
- 体育館の割り当ての関係で使用できないことが多い。

② 活動時間について



- 時間に規則ができたことで、部活動全体が効率よく活動する意識が芽生えた。
- 限られた時間の中で、どれだけできるか、やる気が大きくなる。
- 最終下校時刻ぎりぎりまで活動していたが、活動時間が設定され、そのようなことがなくなった。
- 集中力が保てる時間内で、集中して活動できる。
- この時間だと、下校した後に学習時間が2時間程度確保できる。
- 基礎練習だけで終わってしまい、応用や試合の時間を確保できない。
- 土日はゆとりがあるので、活動時間を増やしても趣味や勉強も十分できる。

平成30年度の指針の運用開始直後のアンケート結果では、もう少し練習をした  
 ということも少なからずあるものの、多くの生徒は指針があることにより、「自分  
 の時間が持てる」「メリハリがある」「集中できる」など肯定的な意見が多かった。

(4) 平成29年度から令和2年度の部活動時の傷害件数の比較

<小学校>

	骨折	捻挫	脱臼	挫傷 打撲	靭帯 損傷	挫創	擦過 傷	歯牙 破折	計
H29	4	10	0	7	0	0	0	0	21
H30	7	4	2	1	1	0	1	0	16
H31	7	7	0	6	1	0	0	1	22
R02	1	2	0	6	1	2	2	0	14

<中学校>

	骨 折	捻 挫	脱 臼	挫傷・ 打撲	靭帯 損傷	挫 創	切 創	裂 創	擦過 傷	熱傷・ 火傷	計
H29	83	73	5	67	24	11	1	3	1	1	269
H30	90	52	5	57	25	5	1	0	0	0	236
H31	81	70	12	62	21	1	0	0	0	0	247
R02	61	45	3	51	8	3	0	1	0	0	172

指針運用前の H29 と指針運用後の H31 を中心に比較した。H30 は年度途中である  
 8月より指針を運用したこと、R02 は新型コロナウイルス感染症感染拡大による臨  
 時休業や部活動の停止などもあったので、参考程度と考える。  
 H29 と H31 を比較すると小学校は総計+1名、中学校は総計-22名と大きく減  
 少している。小学校はもともと活動時間が指針の範囲内であったので大きな変化が  
 ないものとする。中学校では、「指針運用後、けがの数が体感として減っている」  
 との報告もあり。長時間に及ぶ部活動はけがのリスクを高める要因になりうるこ  
 とを表している。

(5) 教職員の多忙化の視点から

① 平成29年度と30年度の教職員のひと月当たりの超過勤務時間を校種別比較

○ 小学校・義務教育学校前期課程 (単位：時間)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H29	34.0	36.7	33.1	26.9	27.6	31.8	30.4
H30	30.6	36.3	32.5	24.9	27.7	30.2	27.8
差	-3.6	-0.4	-0.6	-2.0	+0.1	-1.6	-2.6

○ 中学校・義務教育学校後期課程 (単位：時間)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H29	38.8	39.6	35.8	30.8	29.2	33.8	29.5
H30	30.7	39.0	33.5	26.5	25.7	32.1	31.9
差	-8.1	-0.6	-2.3	-4.3	-3.5	-1.7	+2.4

網掛け部は指針運用後で超過勤務時間が減少している月である。

特に、中学校において月当たりの超過勤務時間の減少が大きい。指針運用後、平日の部活動時間が2時間に制限されたことによる効果と考えられる。

② 福島県教職員多忙化解消アクションプラン総括より (H30～R02) R3.10.4 発表

○ 教職員の多忙化解消に効果があったと感じる取り組み (上位5つ)

小学校		合計
1	夏季休業中における学校閉庁日の設定	456
2	スクール・サポート・スタッフの配置	398
3	会議の精選、会議の持ち方の見直し	300
4	コンクール等の精選 (小学校、中学校)	280
5	小学校英語の専科指導教員の配置	257

中学校		合計
1	部活動休養日の設定	343
2	夏季休業中における学校閉庁日の設定	339
3	児童生徒の一斉下校日の設定	274
4	部活動練習時間の上限設定	271
5	スクール・サポート・スタッフの配置	205

中学校において最も回答が多かった取組は「部活動休養日の設定」であり、「部活動練習時間の上限設定」がともに4番目に多かったことから、中学校において、部活動指導を多忙に感じている教職員が多いことが伺える。このことから、部活動のあり方改革は、教職員の多忙化解消のキーワードであると言える。

(6) 郡山市立学校の部活動等実施状況（令和3年4月～令和3年12月）

	休養日達成率		活動時間達成率	
	平日	週休日	平日	週休日
小・義前	100.00%	100.00%	99.91%	93.86%
中・義後	99.41%	98.86%	99.43%	91.88%

○ 小学校・義務教育学校前期課程

基本的にすべての学校が指針を守り活動している。週休日の達成率がやや下がっているのは、週休日に大会等があり、3時間の制限を超えたためである。制限を超えた翌週に指針に従い、平日に振替休養日を確実に設けている。

○ 中学校・義務教育学校後期課程

多くの学校が指針に従い活動している。週休日に大会や練習試合等で3時間を超えてしまうことが多々ある。多くの学校が制限を超えた翌週に指針に従い、平日に振替休養日を設けている。

(7) 部活動指導員について

① 令和3年度、部活動指導員は10校、13名が配置されている。

○ 配置済み部活動種目

NO	部活動名	NO	部活動名	NO	部活動名
1	陸上競技部	6	アイスホッケー部	11	硬式テニス部
2	女子バレーボール部	7	女子ソフトテニス部	12	新体操部
3	卓球部	8	水泳部	13	ソフトテニス部
4	男子バスケットボール部	9	女子バレーボール部		
5	バドミントン部	10	体操部		

② 部活動指導員を活用しての各校の実際

- 専門的な知識を持っており、指導方法も優れている。生徒も意欲的に取り組み、着実に力をつけてきた。指導員が配置された効果は大きい。
- これまで部活動指導に充てていた時間を他の生徒の指導や校務処理に充てることができるようになった。
- 部活動の適正化や教員の働き方改革の観点からも顧問教師の校務運営上の負担が減るのはもちろん、顧問教師の休日の確保につながっている。
- 活動内容が格段に向上するとともに、顧問の負担が減り、生徒と向き合う時間が確保された。また、負担が軽減されることで超過勤務が減った。



### 3 本市における部活動等の課題

#### (1) 児童生徒の課題

##### ① 心身の健康の視点から

- 休養を十分に確保しないで活動することにより、児童生徒の身体的な疲労の蓄積や心身の健康を損なうことにつながるとともに、特に運動部の場合は、スポーツ外傷やスポーツ障害の発生につながる恐れがある。

※「スポーツ障害」とは … 長期的に同じスポーツを続けることにより、体の一定の部位に負担がかかって起こる障害。スポーツによる体の使い過ぎ（オーバーユーズ）を原因として発生するもの。

- オバートレーニングに関する国際的な研究結果によると、活動時間とスポーツ障害の関係について、以下のように報告されている。

〔スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について（日本体育協会 H29.12.18）〕

- ・スポーツ活動時間が長いほどスポーツ外傷・障害の発生率が高く、特に、16時間／週以上でより高くなるということが示された。（2008年）
- ・16時間／週以上の活動している女子は、16時間／週未満の女子に比べて疲労骨折の罹患率は約2倍であった。（2005年）
- ・1週間あたりのスポーツ活動時間が、“年齢×1時間”より多い場合は、スポーツ外傷・障害、特に重いスポーツ障害が発生する可能性が高かった。（2015年）
- ・疲労骨折で来院したアスリートのうち、71.3%が、週6日以上スポーツ活動を行っていた。（2002年）

#### (2) 学校及び教員の課題

##### ① 部活動における環境面の視点から

- 児童生徒数の減少により、学校単独での集団スポーツにおけるチーム編成が難しくなってきた。

・部活動合同チームの現状（令和4年度市中体連総合体育大会時見込み）

野球…2校、サッカー…6校、女子ソフトボール…2校

- 指導経験のない教師による指導では、生徒にとって望ましい指導を受けられない場合がある。また、指導者も経験のない種目の指導は精神的にも大きな負担になっている。
- 児童生徒数の減少に伴い、教職員の数も減る中、部活動数が以前と変わらないことから、複数の顧問を配置できない現状がある。

## 4 本市における部活動等のあり方

### (1) めざす姿

本市の部活動等の目的を達成するために、児童生徒、教職員それぞれの視点から本市の部活動等がめざす姿を以下のように定める。

児童生徒の総合的な人間形成の場となる部活動等をめざします。  
教職員のワーク・ライフ・バランスを実現する部活動等をめざします。

### (2) 休養日・活動時間のルールの設定

本市における部活動等は、次のルールのもとに行うものとする。

#### ① 休養日のルール

◎ 活動日は、上限で週5日間とする。

○ 全市一斉の部活動休養日の設定

- ・ 第3日曜日（家庭の日）
- ・ お盆期間中（8月13日から16日）
- ・ 年末年始期間中（12月29日から1月3日）

○ 平日に1日以上休養日を設定する。

○ 週休日に1日以上休養日を設定する。

○ 週休日2日間にわたって大会やコンクール等のために活動した場合は、翌週の平日に週休日分の休養日を必ず1日確保する。

○ 長期休業中も上記に準ずる。または、平日5日活動し、週休日に2日休養日を入れてもよい。

## ② 活動時間のルール

児童生徒の活動に対する集中力の持続や疲労の蓄積、安全に登下校ができる時間等を十分に考慮し、1日の活動時間を下記のように設定する。

- 平日は2時間以内とする。
- 週休日や祝日、長期休業日は3時間以内とする。対外（練習）試合・講習会等で、3時間を超えて活動する場合は、翌週の平日に振替休養日を必ず1日確保する。
- 朝の練習は、原則行わないものとする。  
(実施する場合は、限られた期間等の特設活動部のみとし、校長が必要と認めた期間と活動時間の中で行うものとする。)
- 部活動の活動時間以外に、部活動の指導者が部員に対し、部活動同様の練習を保護者主催やスポーツ少年団登録により、実施することのないようにする。

## (3) 活動計画の作成・実施状況の報告

### ① 活動計画の作成

- 指導者は、限られた活動時間の中で効率的に活動できるようメニューを立て、「活動量」重視から「質の高い」活動へ、「量から質」への転換を図る。
- 指導者は、休養日を設定した月ごとの活動計画を作成し、校長の承認を得た上で活動する。校長は、適切な休養日が設定されているかを精査し、承認するものとする。その活動計画を保護者に周知する。

### ② 実施状況の報告

- 指導者は、「休養日」「活動時間」について、実施状況を別紙様式により、校長へ報告するものとする。校長は、実施状況を確認し、教育委員会へ報告する。

## 5 これからの部活動等のあり方に向けて整備すべき要件

### (1) 教育委員会がすべきこと

#### ① 外部指導者の活用

- 学校の実情に応じて、主として実技指導（技術的な指導）について外部指導者を活用する。教育委員会で実施している「地域学校協働活動推進事業（旧：地域を生かした教育環境パワーアッププラン）」を継続し、教職員の部活動等の指導の負担軽減を図っていく。

部活動指導員の積極的な活用を促し、教職員の部活動に係る負担を軽減していく。教育委員会、学校で協力し、地域の人材を見つけ、要望のある学校へ配置するため、予算の確保に努める。（令和3年度は10校、13名を配置）

また、部活動指導員の意義を鑑みて、部活動指導員が指導する際には、顧問や副顧問の指導時間が部活動時間の半分以下になるようにする。

#### ② 部活動指導に関する研修の機会の提供

- 指導者の資質向上のための研修として、「部活動指導者のためのスキルアップ研修」を開催する。部活動指導のあり方や最新の指導法等について学ぶ機会を提供する。

#### ③ 連盟・協会等との連携

- 連盟・協会等の主催による大会・コンクールについて、大会等のあり方（大会等の数や開催時期、大会等の位置づけ等）についての検討を連盟・協会等へ要請する。

#### ④ 保護者・市民への周知

- 本市における部活動等のあり方（休養日の設定、活動時間等）について、保護者・市民へ周知する。（市ウェブサイト及び各校ウェブサイトへ掲載）

#### ⑤ 国の施策の注視

- 今後の国の施策を注視し、部活動を地域に移行していく準備を進めていく。

## (2) 学校がすべきこと

- ① 学校における「部活動等に係る活動方針」の策定
  - 本市の「部活動等のあり方に関する指針」に則り、毎年度「部活動等に係る活動方針」を策定、公表する。(本市概要版とともに毎年保護者へ配付)
- ② 参加する大会・コンクール等の精選
  - 大会・コンクール等については、年度当初に計画を立て児童生徒・教職員の負担過重とならないよう精選する。
- ③ 勝利至上主義・結果優先に陥らない指導
  - 部活動等の意義や目的を十分に理解し、行き過ぎた指導にならないようにする。
- ④ 体罰・いじめ等の防止
  - 体罰(暴言)・わいせつ・セクハラの絶無を期す。
  - 技術的な指導に留まらず、児童生徒同士の人間関係についても十分把握して指導し、いじめの防止に努める。
- ⑤ 指導体制の整備
  - 複数顧問による指導体制の整備を進める。児童生徒及び教員の人数に応じた適切な設置部数を検討する。
- ⑥ 保護者との連携
  - 保護者に部活動等の意義や運営に関して正しく理解してもらい、指導者と保護者が連携して活動に取り組むように努める。
  - それぞれの学校の特色に応じた適切な設置部数について、保護者の理解を得ながら検討する。
  - 保護者の負担軽減に努める。
  - 部活動等休養日によりできた時間を、休養や読書、学習、家族との触れ合いの時間にあてる等、家庭と連携して児童生徒にとって有意義なものとなるようにする。

## 参考

- スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）
- 文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月）
- 福島県教育委員会「部活動の在り方に関する方針」（令和3年3月）
- 文部科学省「中学校学習指導要領総則」（平成29年3月）
- 福島県教育委員会「福島県教職員多忙化解消アクションプラン総括」（令和3年10月）
- 日本体育協会「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月）